

りす俱樂部

2025/2026年
12・1月合併号
第336号



初詣

初詣の神社。長い階段を昇りきると、呼吸が乱れ肩で息をした。
天国を望むにしても、一步ずつの階段で、健脚が大事だろうと思うけれど、画材を背負って山歩きした頃の足腰は、懐かしさの世界に入ってしまった。
弾みをつける今年の歩みを祈願。「お賽銭が少なかったんじゃないか」と、ほろ苦い。
弁護士 福井大海

(りす俱樂部 2023/2024年 12・1月合併号第316号掲載を再掲)

りすシステムの生前契約は 契約者ゼロになるまで 存続しなければならぬ

— 創始者松島如戒の

33年目の新年の誓い —

りすシステム 創始者 松島如戒

昨年(2025年)8月、一般社団法人全国高齢者等終身サポート事業者協会なる団体が設立されていたことが話題になっている。

この団体に何故参加しないのか、契約者からも説明を求められるので「なぜ」についてりす俱樂部誌上で説明することになった。

りすシステムの生前契約と全終協(ぜんしゅうきょう・団体の略称)とは似て非なるものであり、月とすっぽんという例えもあるように、全終協とりすシステムの生前契約は異質のものである。

全終協の事業内容の一部は、りすシステムに在籍していたものが主要メンバーというので、似ていること

は当然で、りすシステムの生前契約をつまみ食いして商売ビジネスとして組み立てているのではと私には見える。

物真似は、所詮物真似。しからば、どこがどう異なるのかを説明するには、相手を貶すか、自らを光らすことになる。正月早々、来年には卒寿の90歳を迎えんという老体で見苦しい姿をみせたくない。

そこで、りすシステムが32年の長きにわたって実証実験をしてきた、本当の生前契約とは何かについて語ることにした。

32年を省みることで、りすシステムの生前契約の永遠性を立証したい。

なぜ生前契約という仕組みを組み立てたか？

物事を行うには動機があるはずだ。生前契約という一種の社会インフラを、私たちが立ち上げなければならなかった必然的な事情がある。

1988年に東京巣鴨に寺院を建立した。その理由は、公営以外の民間で墓地を建立し運営するには行政による許可が必要だからだ。

民間で墓地を建立し、その運営が許可されるのは、その当時の民法による財団法人、社団法人、もしくは寺などの宗教法人である。いろいろ調べていたら、宗教法人は一定の要件を備えていれば、都道府県知事が設立の許可をすることができることがわかった。

東京都の宗教法人を所管する部署で説明をする時、担当者は事実上、行政判断として宗教法人の新規設立は認めていない、親戚・友人知人にお寺があれば、そのお寺の東京別院を建立すれば墓地建立許可の条件を満たすことになる、と教えてくれた。

心当たりはいくつかあるが、若いころ修行をし地域活動などを行っていた義兄が住職をしている大分・功德院の東京別院とすることにした。その寺が、東京巣鴨の高野山真言宗龍源山功德院東京別院である。

磯村英一先生の講演と「もやいの碑」の誕生

1988年4月、功德院東京別院の落慶法要(落成式)に当たり、記念講演を恩師の東洋大学学長などを歴任された、都市社会学者の磯村英一先生にお願した。

講演の中で磯村先生は、東京都民生局長時代の悩ましい経験から「人は縁の中で生きている。その人間が死することにより無縁となるのは許されない。新しい功德院ながらも平和霊苑の中に人種、出自、性別など一切を問わず、誰もが納骨できる墓を作ってほしい」と話された。磯村先生のこのご教示を実現したのが「もやいの碑」という、我が国初の合葬式の墓である。

このもやいの碑の社会的反響は驚くばかりで、磯村先生が社会のニーズを先取りして、私にその実現を託されたと思うと、恩師のご恩を今更のよう感じたものである。

もやいの碑は、単に墓問題の解決に資するのみならず、広く社会的な課題解決への一里塚として、お墓に入るための組織として「もやいの会」を設立し、磯村先生は終生会長をおつとめくださった。

1990年のもやいの会設立から35年を経過したが、もやいの会の活動は20世紀から21世紀に向けての葬制、墓制を革命的に変えた。

その証左として今日では「日本中の墓地や霊園で、もやいの碑を模した合葬式のお墓がないところはない」と言われるほどに、墓は家墓から個を中心とするものへと大変革を起こしたのである。

天国の磯村先生はきっと「なあ松島君、僕の先見性を君が形にした結果だ」とほくそ笑んでおられることと想っている。

もやいの会員から切望された生前契約

もやいの会は、毎月8日に会員のためのさまざまな催しを行っている。2020年からのコロナ禍でその活動は低調になってしまったが、1990年6月にもやいの会を立ち上げ、その年の終わり、会員の集いでやりとりは三十数年後の現在でも鮮明に覚えている。

1人の会員さんから「わしは最近引越してきた。親戚との縁も切った。もやいにはお骨になって持つて来いというけど、お骨には足がない。そもそも、お骨にするための葬式をするものもないのだ。昔から、仏作って魂入れずというけれど、もやいの会でもお寺でもよいので、なんとかしてほしい」と切々と訴えられたのである。

50〜60人集まっていた会員が総立ちとなり「松島さん、なんとかして欲しい」の大合唱であった。そこで私はこのように応じた。

「火葬したお骨は傷まないのだから何とかなるが、葬式となると遺体は時々刻々傷んでいくので、そう簡単にはいかない。さらに赤の他人の法人が、赤の他人の葬儀などの喪主になることができるか。これも問題である。皆さんのなんとかして欲

しいというお気持ちは受け止めたし、そこまで期待してくださることに感謝するが、少々お時間をいただきました」と。すると、「少々とはどのくらいか？」と問われたので「少なくとも2〜3年はかかるのではないか」と答えた。

話題の主は「わしもそれほど早く死ぬこともなからうから、2〜3年なら待てるのでなんとか実現してほしい」との言葉に、大拍手で「頼むぞー」と声をかけられ、まさしくお芝居の花形役者のような気分になったものである。



試行錯誤の日々と民法の規定

2〜3年といったが、算段があつたわけではない。人の命の終わりは誰も分からない。間に合わなかつたらどうしよう……。そんな不安にかられながら、試行錯誤しつつ学び、調べていった。

1980年代、主として女性活動家の間で「独身だとお墓が買えないのは、不当な差別だ」という活動が始まっていた。その文脈のなかで「祭祀の主宰者」という言葉が行き交っていた。

そこで、民法を調べると、民法第897条は「祭祀に関する権利の承継…系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って

祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときは、その者が承継する」と規定している。この条文によれば祖先の祭祀を主宰すべきものは「被相続人」（死にゆくひと、つまり契約の当事者である本人）となるのではないかと喜んだ。

そこまでは良かったが、当事者である本人が、この条文の祖先となるや否やが問題であった。

祭祀以外の死後事務の受託はどうなるか？ 家族の役割を、身内以外の第三者に託すためには、契約が必要だろう。人生で最も大切な契約となるのだから、公正証書に依ることが必要だと考えた。

法務省に電話をして、公証人さんの組合みたいなものはないか？ と尋ねたら「公証人会」という公証人全員が加入している会があり、全国の連合体もあると教えてくれた。日本公証人連合会の事務局は、日本橋にあるが、貴方の用向きなら会長さんは五反田公証役場の柳川俊一公証人なので、柳川先生にご相談されたらどうですかと事務員が親切に教えてくれた。

柳川俊一先生との出会い

五反田公証役場に電話をしたら、柳川先生は「今日でもいいよ」とおっしゃって下さったので、公証役場をお訪ねした。私は先生に切々と訴えた。

「困っている人がいるのです。その人たちと2〜3年以内に何とかすると約束をしたのです」と。

私は約1時間あまり、すがも平和霊苑建立の経緯、落慶法要を記念する磯村英一先生の講演のことなどを訴えた。

話し終わると柳川先生は「止した方が良い」と一言おっしゃった。

なぜですか？ と問い返すと「そんなことを始めると寺が吹っ飛んじゃうよ」「人は必ず死ぬことはわかってはいるが、いつ死ぬのかわからない。

今あなたがしようとしていることは、人は必ず死ぬ。しかしいつ死ぬのか分からない人の死んだときの葬式、火葬などを引き受けるということだ。何千人、何百人か分からないが、死後事務を引き受けた以上、引き受けた人の全てが死ぬまで責任を持たなければならない。その間、人件費、火葬料などすべての値上がりもあるだろう。それらの理由で責任を果たせなかつたら、どう責任を取るのか。この種の責任はそう簡単に取れるものではない。だから止しなさい、と言っているのです」と。

柳川先生のおっしゃることはすべてごもっとも。すべてその通りであるが、現実に、墓はもやいの碑ができたので安心した。しかし、その墓に入る前のことができないとなると、もやいの碑建立に私がこれまで努力したことは、水泡に帰す。それはそれでかまわないが、多くのもやいの会員の皆さんはどうなるのか。

私は柳川先生に、何とかありませんかと執拗に詰め寄った。

柳川先生も、この分では途中で放り出すこともあるまいと思われたか否かは知るよしもないのだが「契約では無理だが、遺言による『負担付遺贈』という民法の規定があり、この方法であればなんとかいけるかもしれない」とおっしゃって下さった。



負担付遺贈という民法の規定を適用して後に生前契約と名づけたシステムが生まれた瞬間

今では不適切な表現として非難されるかもしれない例えなのだが、決して器量の良くない一人娘を持つ親が「私の財産を全て君にあげるから、娘を嫁にもらってくれないか」と言ったとすると、この場合の「財産」をあげることが「遺贈」で娘と結婚することが「負担」となる。

今、あなたのしようとしていることに当てはめると、寺が必要なお金を受け取ることが「遺贈」で、本人の葬儀などを取り行うことが「負担」となる。この方式だと受託する側には都合がよいが、利用者にとっては相手の心変わりによってドタキャンもあり得るので、これではもやいの会員は安心できません、と柳川先生に訴えると「君のところは寺だろ、寺が契約を破ることは前提としないだろ

う。寺はいつまで生きるのか、いつ死ぬのか誰も分らない仕事を引き受けるので、寺として最悪の場合のことを考えて、約束をしておかないと本当に寺は吹っ飛ぶことになるのだ。あなたは通常ではできない、否、してはならないことをしようとしているのだから、倅さんなり後継者に大きな負担を残すことはしてはならない。そのため歯止めが必要なのだ。寺だから、約束以上の施しをすることは大いに結構。しかし権利の主張をされると、後世の人たちが泣く思いをする。そんなことをさせてはならない」

柳川先生はひどく真剣なお顔で話され、私は圧倒されたとともに、この先生は本気で私の話を聞き、実現できることを考えて下さっているんだと感激した30年以上も昔の場面を、今でも思い起すと涙ぐむことがある。

このようにして、他人が他人の死後事務を主宰する仕組みが誕生したのである。

遺言による遺贈を辞退しないという特約で利用者を守る仕組みとする

柳川先生は、良いとも悪いともおっしゃらなかったが、私たちは遺言という法律制度による利用者のデメリットを死後事務委任契約により補完することにした。遺言による遺贈は辞退、つまり財産はいらないということとは負担である死後事務もしなくてよいことになるので「**遺贈の辞退をりすシステムはできない**」という内容の契約を締結す

る仕組みとして、利用者を守っている。

民法第653条は「委任は、委任者又は受任者の死亡により終了する」と規定

この規定があるため、死後の事務の委任契約は成立しないとされてきた。現在でもこの法律は生きているので、死後事務の委任契約は成立しないことに変わりはないのだが、1992年9月に最高裁が画期的な判決を出したことで、私たちは大喜びした。

委任は任意規定なので、死亡により終了しないという特約があれば終了しない、との最高裁判決

私たちがこの判決を知ったのは、1993年に入ってからであった。

教えてくれたのは、功德院の顧問弁護士鈴木一郎事務所の事務長高野さんであった。ある日のこと、高野さんからすごい判決を見つけたと電話があった。彼は、最高裁の図書館で、法律、金融など最高裁判決を報じた雑誌を集め、コピーを作ってくれた。

最高裁判決と言っても、小法廷での事例判決で、法規判決のようにその後の下級審の判決を拘束するものではないとのことである。したがって当時私の周辺の法律関係の人々は、ほとんど気づいていなかったもので、高野さんからいただいた専門雑誌のコピーを50部コピーして、関係者に配った。

柳川先生は……。「個別事例として肯定的に判

断したもので、まず過去の判例がないので委任により死後事務を受託することはリスクが大きいので止した方がよい。そもそも仕事をするためのお金をもらわなければならない。銀行にそんな契約書で銀行がお金を払い出すかね？ 実は、公正証書遺言を銀行に提示してもお金の払い出しをしなないので、銀行協会などの団体に公証人会として申し入れてるのが実情なんだ」

私は取引先の銀行員にマニュアルにそんなことが書いてあるのか見せてほしいと強引に見せてもらった。確かに公正証書遺言を提示されても相続人全員の署名と実印の押印のある書面がないと、資金を放出してはならないと書いてあった。

ご承知のように遺言は、遺言者の死亡日に最も近いものが有効である以上、金融機関が資金放出した後に、日付のより近い遺言を提示されたらどうなるか、大問題であろう。

そんなご時世で、最高裁の判決があるからといって委任契約でお金を銀行が放出するはずがないと私も納得した。

**特約により委任は当事者死亡により終了しない
最高裁判決の要旨**

30年以上昔のことで多少うる覚えの所もあるかもしれないが、最高裁判決の要旨は次のようなものであった。

当事者の女性Aさんに法定相続人は姪が1人しかいない。Aさんは友人で信頼できるBさんに通

帳、印鑑などを渡し、このお金で最後の医療費や、お世話になっていく家政婦さんなどに謝礼をして欲しい、亡くなった後は、葬儀、火葬、その後の法要などもしたうえで、先祖の墓に納骨してほしい。概ねこのような内容の依頼をして亡くなったという。

四十九日の法要が終わったところ、唯一の相続人である姪のCさんから、Bさんに「葬儀や火葬は必要なのだが、お世話になった人への謝金は、叔母の死後、叔母の財産の全ては私が相続人として相続したので、相続した私のお金をあなたは私に無断でそのお金で謝礼をしたのは不法行為になるので、返還してほしい、さらに残っているお金の全てを私に返金してほしい、との申し入れたった。

Bさんは弁護士に相談し、徳島地裁に提訴するが、Bさんは敗訴。高松高裁に控訴するもBさんは敗訴。Bさんは最高裁に上告。その結果、1992年9月に最高裁は高松高裁に差し戻した。その判決理由は「委任はそもそも民法上任意規定なので、当事者の合意(特約)があれば合意が優先するので民法第653条の規定は特約により破棄され、委任はA死亡後も有効である」というものであった。最高裁の判決文にすごいなと思った一節がある。「Aが自身のことを委任するに際し、本委任がA死亡によっても終了しない」という内意を包含している」具体的な特約はないが、委任の目的などからAは自身の死亡により委

任は終了しないという意思を有していた……とでもいうのだろうか。

任意規定と強行規定について、柳川先生は、私にこのように教えて下さった。民法に「重婚の禁止」があり「配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない」(第732条)となっている。この条文は強行規定だから、関係者がいいじゃないかと決めても法律はそれを許さない。第90条の「公序良俗」「公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする」なども、典型的な強行規定である。

前にも述べたようにこの判決が出た当時、社会の関心は決して大きくなく、一般のメディアで報じられることもなかった。この判決をクローズアップさせた一つの要因は、りすシステムの生前契約運動の高まりであったかもしれない。

さらにこの判決では、死後の事務としており「死後事務」という単語は、我々が作り出したものである。

死後事務履行の費用はどうする？

お金の問題が一番難しい。ほとんどの人が、相続人から支払ってもらえばよいではないかというが、相続人のない人や、身内に頼みたくない人がどうすればよいのか。前金でもらっておけばよいではないかと普通の人は考える。しかし払う側は、10年も、あるいはそれ以上も将来の仕事を依頼するのに前金を払うとなれば不安になる。1992

93年当時は、互助会が何かとトラブルを起こしており、葬式代などの前払いの信用が落ちている時期でもあった。

こういう場面では、生命保険金が最適なのだけでなく、保険金の受け取りは法定相続人に限るという生命保険会社がほとんどであった。

その論理は、受取人が他人だと、人を殺して保険金を横取りするのではないかというものだ。しかし、殺人事件の半数以上は、親族間であるとの統計もあり、親族だからといってあてになるものでもないが、保険会社としては相続人に限定するのが、1992年当時も今もそうである。

ただし、現在では、ひとたび保険契約をした後に、受取人の変更を認める会社も出ている。最近亡くなる方の中には、相続人不存在という人も増えている中で、生命保険の制度に変化を求めた結果かもしれない。

東邦生命保険会社太田清蔵社長の英断

1992年当時、生前契約をなんとか社会実装したいという私たちの願いを実現するには、法定相続人以外で死後事務を履行する者が、保険金を受け取れる保険商品が必要であると考えた。私もやいの役員に東邦生命保険会社の太田清蔵さんに顧問として入っていただいていることを思い出した。

多少の経緯はあったが、太田社長の英断で、死後事務を行う法人（第三者）が保険金を受け取る

ことができるという画期的な「生前契約生命保険」（仮称）と呼んでもよい保険商品が誕生した。この保険が実現したことで、生前契約が立ち上がったといっても過言ではない。

その当時、他人の葬儀などの死後事務を他人が受託し、且つ喪主となるような社会的文化はこの世に存在していなかった。

そんな時代、前金を払ってくださいと言ったとたんに引く人がほとんどだろう。その証左に、その保険は一時払いで保険料全額を最初に払う仕組みであったが、受取保険金の額は企画書などで必要な費用の1万円台で契約する人が圧倒的に多い時代であった。実はインフレその他もあり、ぴたりでは不足するのだが、予備費を支払うことすら慎重な人が多かった。

何はともあれりすシステムの生前契約は船出した。これはひとえに東邦生命保険会社社長の太田清蔵さんの英断があったからこそ実現したもので、太田清蔵さんは生前契約の恩人であると今日に至るも感謝し続けている。

東邦生命保険会社の経営破綻

1999年6月、東邦生命保険会社は、国によつて破綻宣告された。と、太田社長は亡くなる直前まで私にぼやいていた。破綻後は、エジソン生命が業務を引き継ぎ、保険契約も引き継ぐことになった。ところが、契約者にとって不利な、契約内容の変更が余儀なくされた。

それは高齢の契約者にとって、耐え難いものであったが、受け入れざるを得なかった。

「予定利率」って、皆さんご存じだろうか。金融関係の仕事をしている人なら知っているだろうが、それ以外一般の人々が知るよしもないことだった。当然私も知らなかった。生命保険のビジネスモデルは、契約者から集めた保険料を運用して、その運用益で会社を運営し、利益を出し、契約者に死亡保険金などとして給付するというものだ。保険会社は集めた保険料をどのぐらいの割合で運用益が得られるか、その利率を「予定利率」という。景気が良くて市中金利が高い時は、保険料に対する保険金には有利であるが、金利が低くなることに加えて会社の内容が悪くなれば、予定利率は下げざるを得ない。

そのような事情から、契約時は3%ぐらいだったものが、1.5%になるのだから、受取死亡保険金は減少せざるを得ない。

私は夜を徹して電卓をたたいて、一人ひとりの支払保険料と受け取れる保険金の比較表を作った。その結果、支払った保険料を下回るケース、つまりは元本割れする契約は1件もなかった。

しかしながら生命保険契約をして、保険金はいくら支払いますという約束は反故になったわけで、得べかりし利益が減少してしまっただけで、当てが外れたことになるので、この生命保険を推奨したりすシステムとしての責任をどうすれよいかを思案した。

その結果、三方一両損という案を考え出した。その仕組みはこうだ。まず、りすシステムが逸失利益の3分の1を負担する。次に葬儀を履行するであろう事業者に3分の1を負担してもらう。最後に契約者本人に3分の1負担してもらうというもので、りす倶楽部で詳しく説明した。

多少の苦情の電話などはあったが、殆どの利用者は納得してくれ、大半の人は差額は自己負担すると申し出てくれた。利用者の厚意に私たちスタッフは心から感謝し、ありがたいと思った。

後日談として「三方一両損と言われると、このような素晴らしい仕組みを作ってくれたのに、この上りすシステムに損をさせるわけにはいかないのよ」と、こんな人々が圧倒的多数で、約6000万円の逸失利益の補填ができた。



生命保険金利用ができないとなれば

死後事務履行に必要な原資をどうする？

それぞれの取引銀行に必要な原資を普通預金してもらい、通帳、カードを預かることや既契約の生命保険金の受取人をりすシステムに変更するなどの措置で切り抜けた。

その後は、りすシステムと利用者の契約の完全履行のチェック機関として、NPO日本生前契約等決済機構（以下「決済機構」という）の設立認証申請を既にしてあったものが、2000年2月10日、認証となったので、りすシステムとは経営主体が異なる第三者である「決済機構」に「預託金制度」を設立し、今日に至るも死後事務、生前事務履行に必要な原資の管理は「預託金」制度によっている。

これがベストではないことを私は承知し理事会でも発言していたが、監事として、法律家の弁護士、会計の専門家の公認会計士、年金問題の分かる社会保険労務士などを役員にお願いしていることで「決済機構」の第三者制は広く社会的に認知されることとなった。

余談だが、2016年に経営破綻した、公益財団法人日本ライフ協会は、りすシステムの生前契約を模倣して活動していたのだが、公益財団設立に際し、りすシステムの決済機構のようなしっかりとした第三者機関を必ず設置する条件であったと聞き及んでいるが、経営が苦しくなると第三者機関は姿を消し、公益認定の取り消しを経て、経営破綻した。その結果、約3億円の消費者被害が生じたことは、政府の調査報告書などで示されている。

現在りすシステムが取り組んでいるのは、全く異なる経営主体とはいえ、NPOという市民活動を目的とする法人が、多額の他人の資産を預かる

ことについて私は良しとしておらず、さまざまなトライをしており、少しずつ目鼻がついてきているので、本年2026年中には、完全な形での資金管理体制ができるのではないかと見通している。

NPOといえども他人の資産を預かることに問題はありますか？

2000年の初頭、東京財務局という役所が、大手町の官庁街辺りにあり、そこで延べ10時間以上指導を受けた結果、担当官は「あなたのおっしゃる通りであれば、直接的に出資法に抵触する部分はなさそうです」ということであった。

別れ際に担当者は「ところで、預かる資産の総額はどのくらいになりますか？」と尋ねられたので「金額が何か関係するのですか？」と聞くと「経済事犯については消費者被害が発生し大きくなりそうな案件であれば、我々役所はあらゆる法律を駆使して摘発するというのが仕事です」という答えが返ってきた。

読者の皆さんが、他の事業者選定について考えるときの判断の参考になるであろうことに配慮して、預託金の根拠について説明しよう。

皆さんも出資法（正式な名称は「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」という）というのは、聞いたことがありだと思いが「他人の資産を預かったり、出資の受け入れなどをしているのではない」という法律である。他人のお金な

どの資産を預かるとか、出資させる行為は、他の法律（銀行法、信託法など）に特別の規定のある者を除く、何人もこれをしてはならない（第2条）という規則がある。したがって、死後事務の履行に必要な原資を決済機構が預託金として預かる行為などが、主としてこの出資法に抵触しないかどうかを、この法律を所轄する旧東京財務局に相談した。

その際、ガイドラインを示され、各項に該当するかしないかの検証をもらった。預り金について次の規定がある。

「預り金」とは、同条第2項において、預金等と同様の経済的性質を有するものとされており、次の4つの要件のすべてに該当するものとされている。

- ① 不特定かつ多数の者が相手であること
 - ② 金銭の受け入れであること
 - ③ 元本の返還が約されていること
 - ④ 主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものであること
- これから決済機構が預託金として預かるうとする内容は①から④までの4項目の全てに該当した場合、法律違反となり預託金制度を創設することができなくなる。それぞれの項目について改めて検証してみよう。
- ① **該当する**
 - ② 金銭を預かるので **該当する**
 - ③ 本人が亡くなった際の葬儀など全ての死後事

務履行に要する費用の準備であるから本人に返還することはないので **該当しない**

- ④ 預け主の死後事務履行費用の支払いに当てるのであるから **該当する**

法律は①から④の全てに該当する場合は法律違反になるとしているのので、③が**該当しない**という結論が出されたので「死後事務の履行に必要な原資を決済機構が預託金として預かる行為などが、出資法に抵触しない」となった。これにより、東邦生命保険会社の破綻により死後事務費用に充てる原資の準備ができなくなると生前契約として大ピンチであったが、合法的に資金を決済機構で預かることができることでピンチを脱却した。

「死人に口なしは許さない」生前契約

葬儀・火葬などの死後事務を第三者が受託するシステムの構築に際し最も留意したのは、委託する当事者は死後事務履行時には死亡している。言い換えると、死者に対し生前に締結した契約の履行をするという有史以来有り得なかった契約（遺言）を締結し、契約者自身は死亡しているので契約履行状況を確認できないということだった。

つまり、契約を100%完璧に履行しても、逆にでたらめな契約履行であっても、クレームを付けたりやり直しの指示もできない。即ち、死者は物が言えない。このような状況を表すのに「死人に口なし」という故事がある。

私たちはこの故事に因んで「死人に口なしは許

さない」ことを生前契約という活動の中心的な考え方の1つとしたのである。

このことを社会実装するには、それほど苦勞せず次のような仕組みを考え実施することとした。

当時、生前契約の受託母体は、諸般の事情で株式会社にはせざるを得なかった。

その株式会社の付属機関として、社外の有識者による委員会を作り、その委員会が死者本人に成り代わって、死者に対する契約の履行状況をチェックする。その結果、契約通りの履行ができていない場合は、完全履行させる。りすシステムはその指示に対し、完全履行しなければ、代金の減額、最悪の場合、支払をしないという権限をこの委員会に与えることとしたのである。

その委員会の名称を「サービスマス適正化委員会」

としたが、メンバーが問題である。無報酬で私松島如戒とのこれまでの関係性より職務を優先して、死者の代理人になってくれそうな人を選べるのは容易でなかった。

その困難を経て、委員長には功德院の顧問弁護士鈴木一郎さん、社会保障が専門の大学教授大橋慶子（現在・北川）さん、高齢者に住宅情報を提供したり、相談を受けたりしている市民団体の事務局長の池田敏子さん、我が国初、葬送に関する専門雑誌を発刊したオーナー編集長の碑文谷創さん。5人を目指したが、結局4名しかお願いできなかった。

そもそも、生前契約は予備的な契約で、契約し

たからといってすぐに亡くなる方はほとんどいない
くて、年間1人とか2人というくらいだったにもか
かわらず、この委員会によるチェックが必要な
ケースが出ていた。

作業の手法は、先ず個人情報保護の観点から全
ての資料のコピー、写真撮影は禁止した。

ちなみに、個人情報保護法が制定されたのは、
生前契約のスタートから10年後の2003年で、
しかも保護されるのは生存者のみで、死者の個人
情報は法律制定から20年を経た現在に至るも、法
律上は保護されていないことを考えると、死者の
個人情報保護を実現したことは、画期的だとよく
言われる。



**2000年2月 NPO日本生前契約等決済機構
(略称：決済機構) 設立**

NPO法が施行されたのは、1998年12月の
ことである。私事だが、この年の夏、私は吉四六
村の農作業中、トラクターを3メートル下の畑に
落下させるといふ大事故を起こした。そしてNP
O法施行時、この怪我のため、私は大分の寺で療
養中で、右肩、胸の損傷で右手に力が入らず、な
んとか筆ペンを使い、NPO設立準備を東京にい

るスタッフと協議しつつ進めた。

NPOという法人は、生前契約運動をすすめる
上でベストではないが、まず死者に代わって契約
履行のチェック役として設置していたサービスマ
ン正化委員会のNPO化と同時に遺言執行者の受託
をNPOとすることにした。

この委員会は、りすシステムの社内機関である
ことは好ましくないもので、この委員会をNPO化
したのが「決済機構」である。

私が大事故でトラクターの下敷きになり大怪我
をしながらも悩み続けたのが、遺言執行者の指定
を私個人が受託していることであった。

今にして思えば、遺言執行者など、少々手間が
かかるが家裁に申し立てればよく、命が助かるか
否かという危機的状況下で考えなければならぬ
ことではないことがわかるが……。

その当時の生前契約の基本構造は「夫婦であつ
てもそれぞれが自身の残された人生をどのように
生きるか、そしてラストステージとしての死に方
をどのように決めるのか」が原則で、利用契約者
にまずは、この作業をしていただいた。夫婦であつ
ても、面談は原則別々に行つた。本人同士が一緒
が良いとの意思表示があれば、それに従う。夫は
100%といつてよいほど同席を望むが、妻は一
定数同席を望まない方がいた。環境が整えば、男
性より女性の方が自立した生き方を求めることが
多い。生前契約のすすめ方は間違っていないかつ
と自己確認したものである。

りすシステムの生前契約というのは、徹頭徹尾、
自己決定の実現であることは三十数年経た今日に
至るも貫いている。

りすシステムの生前契約は、人生のラストス
テージのシナリオを自分自身で描くことからス
タートする。

次は、このシナリオ通りの仕事を確実に履行(実
現)してくれそうな、できれば法人を探す。この
法人なら、この先、30年や50年、存続している法
人だろうというのが依頼先の絶対的条件で、ここ
ぞと思う法人に自己制作のシナリオを実現しても
らう約束をする。

「約束＝契約」と通常考えるが、民法の規定で
は約束＝委任とされ、当事者死亡により終了する
とある。

これまで述べたように、最高裁の判決があるな
ど、「死後終了しない」という合意(特約)を条件に、
死後事務委任契約という要式を採用する事業者も
あるが、りすシステムとの生前契約では、民法第
1002条の負担付遺贈による遺言を法律上の根
拠としている。

**りすシステムの生前契約が社会的に評価された
大きな理由**

死人に口なしは許さないという、死者に代わつ
て依頼した仕事の出来栄をチェックするシステ
ムを健全に運用してきたことにある。
先に述べたように、りすシステムの生前契約が、

社会的に評価された最大の理由は、契約履行状況のチェック機能として「決済機構」の存在が大きいと評価される。

決済機構の役割について詳しく述べると、決済機構は「りすシステムの仕事ぶりをチェックした上で、履行が不完全な場合は、改善の指示をして、その結果改善されなければ、お金を支払わない」という非常に解り易い仕組みとしている。

その具体的な手法は、まず利用者は、死後事務の完全履行に必要な金額などを自らで算出する。次に、その算出した資金を都合の良い方法で（生命保険金、信託財産などの他に方法がない場合は、決済機構に預託する）保管する。

そのように準備された資金は、遺言執行という方法で決済機構の手許に入る。手許に入った資金は、りすシステムが受託した死後事務の完全履行をなさない限り、りすシステムに支払われないという厳しいものである。

今となればこの構造は当たり前のことであるが、三十数年前チェックするといっても、契約履行状況の不完全や誤りを指摘したところで「対抗要件」を整備しなければ画餅に帰す。

そこで法的な権限（対抗要件）として、遺言執行者である決済機構に換価権限を持たせることであつた。遺言執行者の権限は、換価権限を付しておけば、当該財産全ての管理義務と権限を得ることになるので、鬼に金棒じゃないかと考えたのである。

2018年民法の遺言執行に係る部分の改正

改正前の遺言執行者の法律上の地位は、相続人の代理人とみなすというもので、相続人は遺言執行者を解任することもできたが、改正により、私流に解釈すると、法律改正で遺言執行者は、その遺言を書いた本人の死後の代理人としての権限を有することになったのである。

生前契約の根拠を負担付遺贈にこだわり続けているのも「遺言執行者の権限を駆使して、利用者の利益をより確実なものとしよう」という趣旨からである。

生前契約の受託母体は公益性のある法人が必須条件

生前契約を受託する法人は、長期間業務が継続できて、契約者がゼロになるまで、原則同一法人で契約の履行ができるものに限るとするのが、りすシステムの生前契約の基本原則である。他の1つの要件は、利益を目的としない法人であること。生前契約というシステム立ち上げに際し、生前契約の受託法人について随分苦労した。前に述べたように、NPO法も一般財団法人・一般社団法人の制度がない時代のことである。

宗教法人は税務上も非営利法人なので、高野山真言宗の寺院功德院を受託母体とすることでスタートしようとしたが、行政当局による寺院規則改正の認証が受けられず断念した。文部科学省の担当者に長時間説明し議論したがダメだと結論が

出たので、しからばいかにすればいいのか？と私の問いに対し、担当者の助言により、株式会社を選択せざるを得ず、生前契約利用者との間の約定は、株式会社を受託母体とする負担付遺贈により受託することになった。立ち上げ当初、法人形態が株式会社という営利を目的とする法人であることで、スタッフの皆さんにもしなくてよい苦勞をさせたことが、今日に至るも心が痛む。

今更申すべきでもないことだが、株式会社の役員はビジネスを行い、利益をあげ、株主に配当することが法律的にも課せられている。利益を上げない社長は皆、背任行為ではないか、と冗談交りに語りかける契約者もいたほどである。

にもかかわらず、生前契約受託法人のりすシステムのNPO法人化を後回しにして「決済機構」のNPO化を先行させたのは、利用者第一という私の倫理観のなせるところであることを、スタッフも了としていた。そのりすシステムも、2000年11月には、NPO認証を受け、2つのNPOがそれぞれに当事者能力を確立した運営をしている。

このような受託母体をめぐって、辛い経験を経してきた私にとって、（一社）全国高齢者等終身サポート事業協会のホームページでの役員8名中、株式会社3社、一般社団法人4名、監事は第三者と思える方々とのことに違和感がある。繰り返し述べているように、生前契約はビジネ

スの対象とならないだけでなく、ビジネス即ち金儲けの対象にしてはならない、というのがりすシステムの基本理念であることを、スタッフも利用者の皆さんも理解してほしい。

受託法人の形態と契約履行の永続性

本稿前半部分で、柳川俊一先生（生前契約立ち上げ当時の日本公証人連合会会長）の「始めたら止められないよ」という助言を、今に至るも肝に銘じつつ、その実現のため、周到な算段を組み立て続けている。

りすシステムの契約者の最後の1人の死後事務が 終結するまで存続させる

1. 契約受託母体についてNPO組織がベストとは言えない。しからばどうするか。
2. 旧財団法人・社団法人制度は民法発足と同時に規定された制度だが、2008年に大幅な公益法人制度改革があり、現行、一般社団法人・一般財団法人、さらに公益性の高い公益財団法人、公益社団法人に制度改革が行われた。
3. 生前契約のような個人情報保護の厳しい業務の主たるものについて、NPO組織で目的達成は厳しいと考えている。
4. 現行、公益性のある法人制度では、公益財団法人が最もふさわしいと考えているので、いずれ公益財団法人への移行を考えるべきである。

5. 少なくとも22世紀初頭まで、存続させる算段について、以下のように規定している。

生前契約の中で何をどのように存続させるべきか

1. 利用者が、死後事務履行に必要な原資としてストックしている資金を100%保全すること。ちなみに、現在利用者さんからNPO決済機構が預託金としてお預かりしている資金は、国債を中心に、100%保全ができています。

2. 保全資産の元本保全は現在達しているが、これまで金利ゼロという社会であったが、今後インフレの加速とともに、安全確実を前提として、運用により資産を増加をさせる工夫が必要となる。

その体制作りの準備を進めているので、いずれ利用者および今後生前契約をりすシステムに託したい人々のために、年内実現を目途としている。

3. 利用者みなさんの企画書、意思表示書などの個人情報保全システムの更新、構築が必要である。

今やAI対応は当たり前、2030年を目途に、量子コンピュータの実用化が実現すると言われているので、量子時代を視野に入れた情報処理システムの投資が課題となる。巨額の資金も必要となるので、クラウドファンディングの利用なども視野に入れた、資金調達についても考えねばなるまい。

4. 質の高い生前契約の担い手とその人材育成も大きな課題となるので、昨春秋より企画立案作業に着手している。

医療の高度化などに対応可能な、生前契約履行人材の必要性は、ますます高くなると考えられるので、その育成は避けては通れない課題である。

5. 密度の高い組織の拡充と充実が求められている。

りすシステムでは、昨冬、東北ブロックを統括していただくことを前提に、東北福祉大学のグループ法人と契約を締結した。本年から、モデル事業をスタートさせる。

りすシステムの22世紀までの生き残り戦略と戦術

25年も昔のことだが、決済機構を設立するに際し、柳川俊一先生にお目付け役としてNPO決済機構の監事就任をお願いに伺ったことである。

柳川先生がおっしゃるには、法人というのはもろいものだ。何か不都合があれば我先に辞表を送り付けて逃げってしまう。そのためには、誰か絶対に逃げないという者がいないと、本来の目的は達せられない。「ところで娘さん、あんたはお父さんの手掛けたこの仕事を引き継ぐ覚悟があるのかね」と同行していた娘（杉山歩）に問いかけられた。娘は「先生はじめ皆さんのご期待に沿うように頑張ります」と応えた。同席しておられた

奥様が「あなた、お引き受けなさいよ」と助け舟を出してくださったので、無事お引き受けいただくことができ、安堵して辞去させていただきました。

1. 今では柳川先生も奥様も既に鬼籍に入られたが、あの日のことは折々に思い起こし日々の戒めとしている。

2. 私事であるが、60歳半ば頃、70歳になったら然るべき人材にりすシステムの代表理事の席を譲りたいといういろいろな知人、友人などに当たりをつけたが、お引き受けくださる方に出会えなかった。

主なスタッフは、まだ続けてほしいという者もいたが、自己の進退でいったん決めたことは何としても実現したいと人探しを続けた。

社員総会は9月末。お盆も過ぎた頃、立ち上げメンバーの黒澤さん、森さんのお2人から「歩ちゃんの良いじゃないですか、私たちが支えますから……」との進言を受け、実の娘の杉山歩を次善の策としての後継に、社員総会で選任していただいた。

後継ぎ探しの結果は、とかく評判の悪い世襲になったが、これも柳川先生のご忠告からすれば、それなりの正当性があるかなと、自己弁護している。

3. 私自身80歳後半となり、色々と考えられることも多く、死後のりすシステムのことなど思いを巡らせた結果、多様性の確保と経営の安定のため、身内以外の方の力を借りるといふ、代

表理事2名制を去る9月の社員総会・理事会で定款変更として承認をいただいた。

NPO法は、重要事項の定款変更は、都知事の認証を必要としている。一部修正の指示があり、それを済ませたので近く定款が正式に変更される。今、もう1人の代表理事候補が見つかったという訳ではないが「席」を作り、私が死ぬまでには適材にご就任いただければと考えている。

4. 他方、世襲についてだが、娘の娘(私の孫)は、生まれたときからある種の使命感を持っており、生前契約に何事かがあれば馳せ参じると折々に話し合っている。当年32歳、りすシステムも満32歳。りすの創立記念日は10月1日、孫の誕生日は12月16日。その孫は、現在メガバンクに職を得ている。家訓として、他で収入を得て、りすシステムの仕事はボランティアを原則としている。

この孫が3代目で、孫の娘が4月には3歳になる。まだ何も話していないが、孫は、ひいじーじ、あーちゃんの仕事をあなたも引き継がないとね、と洗脳するであろうと確信している。

このように書くと、いかにも原始的に聞こえる方もあるだろうが、娘、孫ともに生前契約は次の22世紀に向けてなくてはならない社会保障のシステムであることも、使命、出自による社会貢献として受け止めていることは付記しておかなければならない。

22世紀初頭にひ孫は後期高齢者になるので、そこまでは大丈夫だろう。ただし、その時点で母なる地球そのものが存続しているか否か確信できない。天災、否人災ともいえる災害が、規模の大きさと頻度が激しくなっている、この現実を顧みるとき、地球の未来の存続すら確約できない。

文字どおり、不確定な時代にこそ、生前契約のような社会保障システムの必要性が高まること、疑いなさだと思ふ。

21世紀後半にかけて大仕事がある

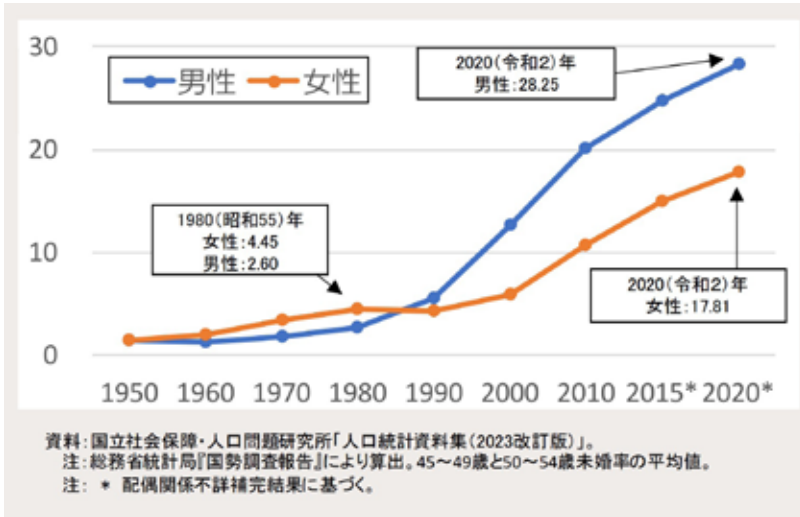
生前契約という社会保障の仕組みは本稿でも述べたように、現在困っている人からの願いを形にしたものである。

しかしながら、パンフレットに「家族の役割引き受けます」と書いて以来、そもそも「家族」とは何者かという問いに、自らが悩み続けるという、ある種の強迫観念に悩まされている。

そこから脱し、心の葛藤を終わらせるには、「家族」なるものの正体を見届けなければならない。

法律の素人の私が、法律の全てを調べ得た訳ではないが、我が国の法律に「家族」なるもの定義は存在しなかった。

我が国は、先の戦争による敗戦を経て、価値観の転換がすべての面で行われた。明治民法の基軸をなしていた「家族」に係る規定の全てを廃した故に、現民法に「家族」の規定がないのは当然で



50 歳時の未婚割合の推移（こども家庭庁資料より）

ある。にもかかわらず、我々の社会的活動は法律上の規定のない「家族」によって営まれている。それ故、家族を持たない者などは、住まいを借り、病院にかかり手術入院などの医療サービスを受けることなどがままならない。そんな人々が日を追って増加し、今や社会課題となっている。

りすシステムの生前契約は三十数年前、少数派である家族を持たなかったり、家族を拒否した結果、前記のような生活上の不便を強いられる人々

からの、強い要望を社会実装化したものである。その当時、困っている人をいかに救済するかだけに夢中で取り組んできた結果、それなりの社会実装化に成功したのである。

生前契約の社会実装化のモデルは、現在機能している「家族」機能を契約などの手法に置き換えることであった。

20世紀から21世紀へ世紀が変わる頃、ふと気付いてみると、我々が取り組み、社会実装化した成果は、社会保障のひとつの類型として機能していた。対象者の数も急激に増加していた。ちなみに、結婚し家庭を作らない、否、作ることを能わずといった人が増えてきた。

国勢調査の項目にも「生涯未婚率」という指標がある。近年、この名称には差別感があるとの指摘があり、現在の名称は「50歳時の未婚率」に変更されている。名称はともかく、生前契約立ち上げに夢中になっていた頃、1990年代初頭に、男性5・57%、女性4・33%であった数字が、2020年では、男性28・25%、女性17・81%。男性では30年間で5倍に、女性では4倍に増加している。

婚姻は社会構成の大きな要素の一つである。その実態の激変は何を意味するであろうか。

それは、生前契約立ち上げの頃は少数派であった、救いを求めたり、医者にかかり手術などの医療を受けるに際し不自由な人々の増加でもある。

我々が開発し社会実装している生前契約の汎用

化の必要性を認識するようになった。その際の手掛かりは「家族」機能の代替化と考えた。

それでは、モデルとする「家族」とは何かの解明が直近の課題と我々は位置付け、さまざまなことを試みたが、今日の法律の枠に「家族」に係る定義、権利義務（集団内相互および、集団外との関係におけるもの）など、全く存在しないことがわかった。

我々はなぜ「家族」モデルにこだわるのか？

それは我々素人集団が気付いたら、社会的な役割を担わされていて、その役割のモデルが「家族」の機能ということであれば、その出発点に戻る必要があるのでは……と考えている。

私は常に、家族モデルで良いのか、他のモデルやアプローチがより優れているのではないかなど、自問自答しながら、努力を続けている。

最後に、なぜ「業界団体」なるものに参加しないのか？ への答え……

本稿の冒頭に述べたように、なぜを明瞭にすることは、即ち、相手を貶し自らを光らすことになる。そのいずれにも与したくないという老いの一徹から、生前契約という前代未聞の社会システムをどのようなプロセスで構築したかをご説明することで、その結論は本誌の読者自身に見出しただきたいのである。

お正月の花

福寿草 (元日草、朔日草)

宇都宮大学名誉教授

谷本 丈夫



図1 福づくし・福寿草 (国会図書館蔵)

草として春の妖精

福寿草は幸福の福と長寿の寿を合わせたため
たい名を持ち、今から194年ほど前の天保元
(1831)年に写本された『花壇綱目』に「正
月の頃に開花することから朔日草とも元日草とも
フクヅクソウとも俗にいふ」とあって、歳の瀬、
迎春用に福寿草の盆栽を求めているのでしよ
か『福づくし・福寿草』と題した江戸の錦絵(図
1)も残されています。すでにめでたい福寿草の
名が民間に流布していたと思われます。また、江
戸時代には福寿草の品種が130種以上も作出さ
れていましたが、明治になって西洋の草花に関心



図2 福寿草 (2023.2.18撮影)



図3 福寿草三段咲



図4 福寿草爪折笠

が移り、現在では42種ほどしか残っていないそ
うです。図2〜4の福寿草は我が家で咲いた江戸時
代からの貴重な品種です。

一方、野生状態の福寿草園は開花の時期は様々
ですが各地にあり、花の時期にはどこも賑わって
いるようです。また、フクジュソウは落葉樹林の
林床で落葉樹の開葉前の春早
くから咲き始めて、葉の展開
が終わわり暗くなつた梅雨前
には地上部が枯れてしまい、翌
年の開花時期に向けて休眠す
る典型的な春の妖精(スプリ
ングエフェラル)と言われる

特別な一生を過ごす植物の一つです。

属名のアドニス語源はギリシャ神話

フクジュソウの属名はAdonisで、この語源は
ギリシャ神話につながり、女神ビーナスは、サイ
ラス王なるリシヤスの子アドニスという可憐に
して勇敢なる少年を見そめていた。ところがアド
ニスはある日、山に入って野猪を狩りだし、手槍
を持ってグサとばかりその胸中を突いたものの、
突進する猪の勢いはもの凄く、哀れアドニスはそ
の牙にかけられてしまった。そのときの悲しき声
が天上の女神に聞こえたので何事かと急ぎ下界を
見たら、この思われ人は無惨にも野猪の牙に倒れ
て悲惨の最後を遂げていた。そのとき落とされた
女神の涙がアドニスの流れた血潮にか
かって、不思議や真紅の綺麗な花と化
して地上に咲いた。それで、属名はそ
の名に由来したAdonisとされています。
また、花言葉は「悲しき記念」だ
そうです。

ヨーロッパと東アジアの福寿草

ヨーロッパの福寿草は真紅で、和名
はナツザキフクジュソウ(図5)と呼
ばれ、園芸品種として栽培されていま
す。東アジアのフクジュソウの花の色
はクリーム色から黄金色で、ギリシャ
神話の真紅のフクジュソウとは異なつ



図5 ナツザキフクジュソウ



図6 チチブベニ (小園芸植物大辞典、小学館)



図7 キタミフクジュソウ



図8 ミチノクフクジュソウ



図9 さまざまな方向に咲くフクジュソウ



図10 訪花昆虫フタホシヒラタブ

た花色です。日本の福寿草はギリシャ神話にはそぐわない花色ですが、チチブベニ(図6)のように紅色や白花の品種も江戸時代に作出されています。

アイヌ民話のなかのフクジュソウ

アイヌの民話では、美しい女神クノウが意に沿わぬ婚姻を強いられ、花園に隠れていたが発見され、その身は草の花になれと呪われ、女神はたちまち一本の花になってしまった。その花がフクジュソウでアイヌの神話ではクノウ・ノンノ(花の意味)と呼んでいるそうです。一説には「チライアパッポ」と呼ばれ「チライ」はサケ科の日本最大の淡水魚である「イトウ」、「アパッポ」は花

のことでフクジュソウの花が咲く頃に「イトウ」が川をのぼるとされています。

フクジュソウはアジア大陸東部にも分布しており、日本とアジア大陸が繋がっていた頃に生育した種が、島国になった日本以下に述べる4種に分かれたことになるようです。鉤括弧内の種形容語は Adonis 「amurensis」で中国大陸の Amur (黒龍江) 地方で初めて採取され、命名されたものです。日本のフクジュソウ (Adonis ranosa) は北海道から本州、四国そして九州までの広い範囲に生育しています。したがって、日本では北海道にはフクジュソウとキタミフクジュソウ (Adonis amurensis) が生育しており、葉や茎に蜜毛(図7)があります。東北地方には萼

片が花弁の半分ほどになるミチノクフクジュソウ Adonis multiflora (図8)。四国には花托に毛の無いシコクフクジュソウ (Adonis shikokuensis) があり、都合4種が自生していますが、それぞれの分類学的位置付けには異論があり決定的な類縁関係の解明には至っていないようです。

花の形と訪花昆虫

花の形はパラボラアンテナのようにお椀型で、凹面鏡のようになっていて、花の内部では6度も周辺の外気温より高くなっているそうです。この事実から、寒い早春に雄蕊の付近を温めて、訪花昆虫を誘導しているのだとされています。

しかし、太陽からの恵み・温度の増幅でしたら、花は皆太陽の方に向かっていなければ、その効果は少なくなってしまうことになり「花は一樣に太陽に向かっていいるのでは？」と観察すると、その向きはかなり様々になっています(図9)。

フクジュソウが開花したある日、一日中訪花昆虫を観察していましたが、花を訪れたのは、たったの一種フタホシヒラタブ(図10)だけで、花冠の向きは羽の影からは太陽方向からずれているようでした。フクジュソウの花の形がどのようにして決まったのかわからなければ、現在の集光(保温)効果だけの訪花昆虫との関係説明には無理があるように思っただ次第です。こんな観察も頭の体操に役立つと思います。これからの寒さにもめげず、福寿草に会いに行きましょう。

考古学のはなし

第17回

イエネコのきた道 前編

NPOりすシステム顧問

古賀秀策



●現代ペット事情

前回「イヌのきた道」で、我が国の犬や猫の飼育実態数は、ペットフード協会の2024年の調査で、犬が680万頭、猫が915万頭と書きました。そうです、明らかに猫の数が多いですよね。実は10年以上前は犬の方が多かったのですが、犬の数がだんだん減少してきて2014年に逆転、さらに猫との差が開いているそうです（図1）。最近の住宅事情では、昔のように屋外で犬を飼いにくくなりましたよね。

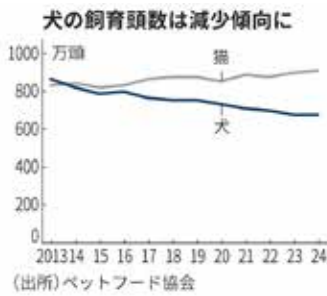


図1 犬と猫の飼育数の推移 (日本経済新聞 24.12.20)



図2 ラボット (GROOVE X, Inc)

また前回、東京都健康長寿医療センターの最近の研究では、犬を飼っている高齢者の認知症発生率が、飼っていない人よりも40%少ないと書きました。この話には続きがあつて、猫の場合では認知症発生率の差はなかったそうです。犬と猫の人の関係性の違いを表している大変興味深い話です。犬は飼い主を社会に繋ぐ役割をすることで飼い主の認知症を予防しますが、猫はそんなことは我関せずというところでしょうか。違う調査では、犬や猫を飼っている人は飼っていない人と比べて、医療費に違いはありませんが、介護費用が約半額だったという結果も報告されていますので、猫を飼うことが全く無駄というわけでもなさそうです。しかし犬や猫の効用は理解できるが、住宅がペット禁止だったり、お世話が体力的時間的に無理、または

●イエネコとヤマネコ

別れが辛いから飼いたくないという方も少なくありません。そういう方のために、今はAIを搭載した可愛い癒しロボット(図2)もありますので、未来のペット事情は様変わりしているかもしれませんね。今回は猫の歴史を見ていきましょう。

現代の飼い猫や野良猫は「イエネコ」と呼んで、野性の「ヤマネコ」と区別します。前回の「イヌの来た道」で、イヌは二ホンオオカミを家畜化してきた特別な種だと言いましたが、イエネコも同じで、ヤマネコを家畜化してイエネコという特別な動物ができました。ただ、イヌの場合は家畜



図3 イエネコとリビヤヤマネコの分子系統樹(アニコム先進医療研究所)に加筆



図 4 リビヤヤマネコ
(朝日新聞 Sippo
2018.12.27)



図 5 エジプトのネコのミイラ
(National Geographic
2016.6.27)



図 6 バステトのブロンズ像
(National Geographic
2021.9.26)



図 7 バステト女神
(Wikipedia)

化によるネオテニー（幼形成熟）によって、ニホンオオカミとイヌでは体格や骨格もかなり変化しましたが、イエネコはヤマネコとほとんど変わらず、骨だけで区別することは困難です。言い換えると、イエネコはイヌより家畜化の度合いが低いと言え、人と付かず離れずのツンデレの性格がイエネコの魅力なのかもしれませんね。

なお、現代のイエネコは最新の DNA 分析（図 3）から、西アジアのリビヤヤマネコ（図 4）がルーツとわかっています。

● 古代エジプトのネコ

さて古代のネコといえば、なんといっても古代エジプトでしょう。壁画に人と暮らすネコが描かれていたり、飼い猫が死んだら飼い主は眉を剃って喪に服し、ネコのミイラをたくさん作って丁寧に埋葬していました（図 5）。また化身がネコ（図 6）の神様「バステト女神」（図 7）が崇拜され、音楽や踊りを好む受胎と豊穡の女神として人々の信仰を集めていました。エジプトでは穀物をネズミから守るためや、毒蛇コブラ除けのために飼われていたようです。そうして 5000 年前のエジプトで、初めて家畜化されたイエネコが誕生したとこれまで思われてきました。

● メソポタミアのネコがキプロス島へ

しかし 2004 年フランスの研究チームが、地中海に浮かぶキプロス島のシロウロカンボス遺跡で、9500 年前の墓からネコの骨を発見し世界を驚かせました。それは埋葬された男性の足元にリビヤヤマネコの子猫が一緒に埋められていた



図 8 キプロス島のネコの墓のレプリカ
(東京大学総合研究博物館)

のです（図 8）。な

んと古代エジプトよりはるかに古い時代から、ネコは人と生活していたことがわかったのです。

しかもキプロス島には元来ネコは生息していなかったの

で、どこか海を渡って外から持ち込まれたのでしょう。それがキプロス島にも近いメソポタミアからではないかと考えられるようになりました。リビヤヤマネコは西アジアにもともと生息していた事実ともよく符合し、1 万年前にメソポタミアで農耕が始まった頃、穀物のネズミ除けのためにリビヤヤマネコが飼われ始めたと考えられるようになりました。

（次号へ続く）



神農祭
(大分由布・恩返し森にて)



神農祭 掛け軸と共に

会員さんの家に代々受け継がれていた「神農さんの掛け軸」



薬用樹林に隣接し園内を見渡すように配置された地球に恩返し基金寄付者銘板



青空に映える銅ぶき屋根のかねつき堂しあわせの鐘

います。神主さんの唱える祝詞が森に響き渡り、周囲は厳かな雰囲気になります。昨年10月には、会員さんの家に先祖代々受け継がれている「神農さんの掛け軸」をご寄贈いただいたことから、掛け軸とともに神事を執り行い、お披露目をさせていただきました。お祭りでは森の恵みに感謝し、地元食材を使った料理を皆で食べ、にぎやかな一日を過ごします。

薬用樹木の森の園内には、寄付者顕彰銘板が来園者を静かに温かくお迎えするように並んでいます。また、功德院本院裏山の権現岳に建立されていた、元東洋大学学長 故磯村英一先生（もやいの会初代会長）の顕彰碑、そして漫画家故富永一朗画伯の碑とともに「しあわせの鐘」と命名され建立されていた梵鐘を、平和な世を願い移築しました。（次号に続きます）

「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました

- | | | | |
|----------|----------|---------|---------|
| 草刈 喜代子さん | 神奈川県横浜市 | 佐山 馨子さん | 東京都国立市 |
| 小林 規子さん | 神奈川県小田原市 | 富山 京子さん | 埼玉県草加市 |
| 佐藤 一邦さん | 東京都葛飾区 | 萩原 久子さん | 神奈川県横浜市 |
| 佐藤 忠助さん | 東京都足立区 | 原 莞爾さん | 東京都三鷹市 |
| 佐藤 裕子さん | 東京都足立区 | 匿名希望 4名 | 50音順 |



※ 2025年11月1日～12月31日の期間、13名の方から寄付をいただきました
※ 萩原久子さん、原莞爾さん、匿名希望の2名が1000ポイント達成されました



地球に恩返し運動について

私たちの生命を育てている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆様のご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にはあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
地球に恩返しの森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

**地球に恩返し
基金振込先**

●郵便局から振り込む場合
郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

●他行からゆうちょ銀行に振り込む場合
店名：〇一九（ゼロイチキユウ）
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



東日本支部 談話室の様子がNHK『あさイチ』に登場！

あけましておめでとうございます。

本年のスタートは昨年 12 月 8 日の NHK 番組『あさイチ』で談話室の様子が放送されたのでご報告します。

利用者に「りすシステム」に入会された理由をお聞きすると、「新聞を見て」「雑誌を見て」との声が多いのですが、圧倒的に多いのは「NHK テレビをみて」という方です。

昨年 10 月に「NHK あさイチ」担当者より、りすシステムに取材依頼がありました。NHK の担当者に「りすシステム」への取材理由をお聞きすると「りすシステム」と同じようなことをされている会社や団体が全国で 400 団体以上あると言われています。その中で「りすシステム」は今年で 34 年目を迎える老舗であること、新年会・忘年会・お花見・植物観察会・シタケ駒打ち体験・談話室などの多くのイベントを行っている団体は他にはないとのことから、りすシステムを取材することにしたそうです。

このたびは、毎月 15 日と 28 日に行われている談話室の取材でした。10 月 28 日はカメラなしで皆さんが思い思いのお話しをしているようすを取材され、11 月 15 日はカメラが入り NHK 担当者より参加者一人ひとりに「りすシステム」への入会動機と入会後の気持ちの変化について取材があ

りました。

談話室は、現在、東日本支部、北海道支部、中部日本支部、中国支部、西日本支部、北日本支部、大分支部、九州支部、西東京ブランド、横浜事務所、で開催されています。

テレビ放送の中でもありましたが、東日本支部談話室で最も多い話題は、施設に関することです。その他では認知症とか病気に関すること、介護認定員との接し方、ケアマネ、ヘルパーに関することなど介護に関することです。

皆様が施設関連で特に悩まれるのが、経済的な面もありますが、現在の生活をいつまで続けて、いつごろ施設入居をすればいいのか、若い元気なうちから施設入居を考えた方がいいのか、最後まで今の生活を続けるかなどの施設入居の移行の必要性や時期に関する話題です。

談話室には、持ち家の方、賃貸の方、施設入居の方など、さまざまな方が参加されます。参加された方は、皆さんのお考えを聞いて今後の参考になったと喜んで帰られます。談話室でお友達になり一緒に食事をしたり、旅行に行かれたりされる方もおられるようです。

りす倶楽部紙面では、各支部の談話室開催日・時間をお知らせしていますので、ぜひご参加ください。



パートナーの

活

動

報

告

た。食事は少量ずつ何度かに分けて提供、粗完食^{そかんじよく}(質素で健康的な食事を、残さず全部食べること)されます。自室に机と椅子を設置し、読書をしているそうです。

年明けに訪問した際、その事実を目の当たりにしました。摂食(口に入れて噛み砕き、飲み込むまでのこと)は少し早い傾向にあるのですが、介助の必要なくご自身で。老眼鏡を使わずに新聞・雑誌などは、自室で音読されていました。大学病院への受診付き添いの際、若い頃、この大学の図書館司書をしていて読書が大好きだと話されていたことを思い出しました。

これからも、穏やかに過ごしていただきたいと思っています。

※レスパイト入院とは：

在宅で介護や看護を行っている家族が、一時的にその負担から解放され、休息やリフレッシュができるように、要介護者が短期間入院できる制度を指します。

入院ルールは、各病院の体制(地域包括ケア病棟など)や地域の連携体制によって異なるため、利用を検討する際は、かかりつけ医や担当のケアマネジャーを通じて、希望する病院の具体的な受け入れ条件や空き状況を事前に確認することが重要です。



北日本支部 退院から施設入所、自分らしい生活を続ける

昨年 5 月に救急搬送、緊急入院を余儀なくされた M さん (90 歳・女性)。

治療が進み、退院のめどが付き、しかし今まで通りの一人暮らしは不安とのことで、介護付き有料老人ホームを探すことになりました。

今までの本人の生活スタイルを聞き、M さんの生活スタイルが維持できそうな施設のパンフレットを準備し、お届け。入院中のため見学は困難、施設担当者が病院で出張説明して下さい、入所後の過ごし方を多少ですが理解されたようで、また、現実的な問題、毎月の費用についての説明に納得し、入所を決められました。

入所日には、身の回りの備品などの購入サポート、当座の生活ができる環境を整えました。

一人暮らしだったときの食事のパターンなど、施設側も柔軟に対応して下さい、朝食は施

設の食事ではなく、ご自身でビスケット・ナッツ・ヨーグルト・ミルクを準備されました。

しかし今では、朝食もしっかり入居者の皆さんと一緒においしく食べているとのこと。お風呂も不安なく入れるし、訪問診療の主治医とも信頼関係が構築され、退院後の治療についても、ご自身の考えを尊重してくれて嬉しいと。

体力も回復された今、外出もできるようになり自宅の様子確認とお気に入りの洋服を施設へ持ち込んだり、ショッピングモールへ足を運び、季節の洋服を購入したり、外食を楽しめるようになりました。

まだまだ治療は続きますが、体調に合わせてこれまでと同じように過ごせるよう、続けサポートしていきたいと思います。



九州支部 11 年間、契約から施設転居まで寄り添い続けて

M 信託銀行で個人財産遺言書作成済み、70 歳のときにりすシステムと契約された Y さん (81 歳・女性)。華道教室仲間でありすシステム利用者の G さんから紹介されると、資料請求、説明会には 2 度参加。熟慮後、公正証書作成へと進まれました。

おぼえがき書類完成には少々時間がかかりましたが「おひとりさまの私、これで何が起こっても周囲に迷惑をかけず安心!」と。

その直後、夜間の緊急入院となり身元保証を受託、生前事務目録第 III、その他の生活支援業務の開始となりました。60 代で大腸がんの手術をされ、その後は大学病院で定期受診を継続されました。

コロナ禍の入院治療の後、自宅での一人暮らしは難しく、年末年始にレスパイト入院 (※) することになりました。その入院中に乳がんが見つかり、年明け大学病院へ転院、手術をしました。

退院後は自宅に戻らず、ショートステイで住宅型有料老人ホームの入居の順番を待ちました。その間、ホームの見学・面談・病院受診の付き添い、全てりすシステムが受託しました。連絡は携帯のメールをよく利用されていましたが、だんだん難しくなってきました。現在は携帯利用ができなく

なりました。

自宅は空家ですが、近隣からクレームが来る前に、Y さんの意思を確認の上、定期的に剪定をお願いし支払いを代行しています。

住宅型有料老人ホームへ入居して、4 年が経ちました。面会や預り金の補充で、定期的にデイサービスのないで在宅のときに訪問していました。

最近ではホームの玄関を入った途端、Y さんの大きな声が奥の食堂付近から聞こえてきました。喧嘩とかではなく、難聴傾向にある Y さんには、いつもの口癖 (ワード) があるのです。転居の要請がそろそろあるのではと、ケアマネージャー、担当スタッフへ相談。年末近く、系列の特別養護老人ホームへの転居になりました。

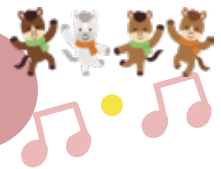
もちろん、入所面談への同席、転居の付き添い、入所契約立ち会い、担当者会議出席、前に入居していたホームの自室片付け、処分や搬出、最終検査立ち会い、全てりすシステムが受託しました。片付け作業立ち会いのとき、Y さんは入居者から「S ちゃん」と親しまれていたことがわかりました。

転居先は環境の違う広々とした特養ホームですが、契約家族として様子伺いの架電をしまし



忘年会

報告



中国支部▶

2025年12月6日（土）12時30分より、瀬戸内料理「磯の坊」にて年末懇親会を開催しました。当日は、会員の皆さま7名と中国支部パートナー3名にご参加いただき、和やかな雰囲気の中で楽しいひとときを過ごしました。送迎につきましては、サトウ介護タクシーにご協力いただき、お1人で出かけられない方も、安心してご参加いただくことができました。

お食事を囲みながら、今年1年を振り返り、参加者それぞれが思いを語り合いました。「談話室に楽しく参加できたことへの感謝」「ここに来ることで元気をもらい、家族のようなつながりを感じていること」「皆さんと一緒に笑って過ごせた1年への喜び」「りすに入って家族ができて良かった」など、あたたかい言葉が多く聞かれました。

また、「足は不自由でも、介護タクシーを利用しながら、これからも参加を続けたい」「来年も元気で参加することが目標」といった前向きなお話もあり、会の大きな励みとなりました。中には、ご自身

の節目として年賀状じまいを考えているというお話もあり、それぞれの人生を大切に歩まれている様子が印象的でした。笑顔と笑い声の絶えないひとときとなり、改めて人と人とのつながりの大切さを感じる会となりました。

来年も、皆さまが安心して集い、楽しい時間を共有できる場を大切にしていきたいと思います。



北日本支部▶

2025年12月18日（木）12時から14時まで、仙台市青葉区の和食割烹「びわね 美和音」にて、忘年会を開催しました。



当日は、宮城県および福島県から利用者の皆さま10名にご参加いただきました。いつも談話室や例会にご参加いただいている方に加え、今年新たにりすシステムの利用者となられた方3名、また久しぶりにご参加くださった方もおられ、幅広い顔ぶれでの開催となりました。

スタッフは、本部より杉山代表、北日本支部の浅

野・阿部、そして今年発足した「りすセンター仙台」から萱場力が参加しました。

会の冒頭では、利用者・スタッフ全員が自己紹介を行い、その後は近況報告や日々の出来事、身の回りの心配事などについて、前向きで明るい雰囲気の中、語り合いました。初参加の方も自然に会話に加わり、終始和やかな時間が流れました。

楽しい時間はあっという間に過ぎ、最後は「来年も健康で過ごしましょう」と互いに声を掛け合い、笑顔で散会となりました。人とのつながりを改めて感じられる、温かい忘年会となりました。



北海道支部▶



2025年12月6日(土)12時より、テレビ塔近くの和食懐石「梅の花」にて談話室と重ね忘年会(ランチ会)を開催しました。札幌大通公園が雪景色でイルミネーションが映える日でした。

当日、体調をくずされ3名の方が欠席されましたが、12名が参加、食事を楽しみながら親睦を深めることができました。

自己紹介では、「入会して安心を得ることができた、交流できて嬉しい」などなど想いを語り合い共感、共有を深めました。

その中で特に参加者の皆さんが不安を感じられていることがありました。それは昨今の異常な物価高騰ラッシュのもと、りすシステムの事業継続について心配しているという声です。先々のことながらいざというときに本当に大丈夫なのか、不安があるので値上げも検討すべ



き、との踏み込んだ意見も頂きました。

杉山代表からサポート利用料金の見直しについて検討中とお話がありましたが、社会経済状況の変化を捉えての貴重な意見交換ができたと思います。

最後に参加者一同「また桜の季節に参集しましょう」と誓い合い、会を締めました。



中部支部▶

2025年12月16日(火)12時より、JR名古屋駅、セントラルタワーズプラザ 12F 魚がし料理「嘉鮮」にて忘年会を開催しました。

杉山代表とスタッフ含めて7名の、こじんまりな集まりです。みなさま予定の12時前には集合してくださいました。

杉山代表の挨拶の後、初めて参加された方や1年ぶりにお会いする方もいらっしゃり、和やかな自己紹介、近況報告から会は始まりました。

「この1年、健康で過ごせたことに感謝しています」「なんととっても今日ここに参加できたことがありがたいです」と、話が尽きることがありません。いつも旅行やスポーツにアクティブに活動されているRさんは、今年は怪我で入院や手術をしたお話をしてくださいました。「りすさんには介護ベッドのリースでお世話になり、本当に助かりました」と温かいお礼の言葉をいただきました。

利用者さんからの「ありがとう」



の言葉は、りすシステムがお役に立っていることを実感できる瞬間で、とってもうれしいです。これからも、利用者さんのさまざまな思いに寄り添いながら活動したいと思います。

デザートのアイスクリュームを食べながら、次回の例会の予定と行き先を相談し、熱田神宮や津島神社の藤棚などが候補に挙がりました。楽しい企画をご期待ください。

「次回も元気でお会いしましょう!」と閉会しました。





イベント

報告

宇佐神宮の天台宗
真言宗合同法会参加
ご報告

九州
大分 支部



2025年11月30日(日)

宇佐神宮の天台宗真言宗合同法会に参加して

2025年11月30日、大分県の宇佐神宮で天台宗と真言宗の合同法会が開催され、りす利用者の皆さんも募って、功德院東京ツアーと合流し、地元大分・九州から18人の、りすシステム利用者・スタッフで参加してきました。

東京からは空路と大分空港から大型バスで、大分からはJR大分駅からジャンボタクシーで宇佐神宮に到着し、まずは参道の仲見世で腹ごしらえです。とり天やだんご汁など大分名物を美味しくいただきました。
食後はボランティアガイドさんの案内で境内を見学です。鉄道や神輿、流鏝馬の解説などを楽しく聞いていると、午後1時、行列の出発です。参集殿から参道を南進、祓所でお祓いをして、階段を上宮本殿の方へ登っていきます。行列は袴姿の宮司や神職の列に続いて、法螺貝を吹く修験行者を先頭に、袈裟姿の天台宗・真言宗両派の大僧正や僧侶たちが厳かに歩いて行くという不思議な光景でした。私たちが行列に続いて上宮本殿に登ると、神殿の中では宮司の祝詞に続いて僧侶たちの読経が響き渡っていました。



御鎮座1300年とは
大分県を代表する観光地である国宝「宇佐神宮」は、全国に約4万ある八幡社の総本宮であり、神仏習合発祥の地としても知られています。応神天皇のご神霊である八幡大神がお祀りされている一之御殿が725年(神亀2年)に鎮座されてから、今年で1300年を迎えます。



全国に4万社ある八幡宮の総本山である宇佐神宮は、奈良時代に始まった神仏習合の発祥の地でもあります。両宗派の開祖最澄と空海は遣唐使に向かう前に、航海の安全を宇佐神宮で祈ったとされ、それが宇佐神宮御鎮座1300年の今年、甦ったかのようでした。

上宮で集合写真を撮った後、帰りに仲見世でお買い物を楽しんで、それぞれ帰路につきました。お天気にも恵まれ、大変貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございました。(顧問 古賀秀策)



宇佐神宮 HP より

はじめまして

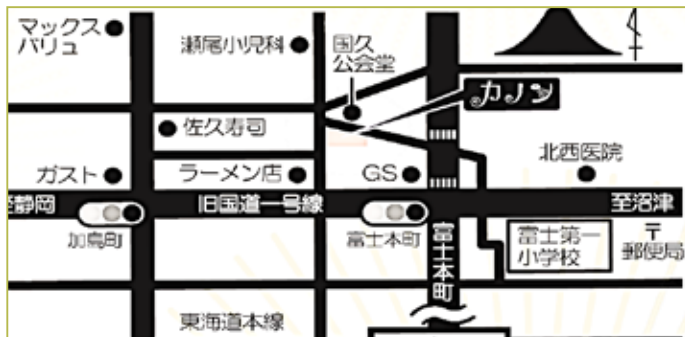
りすセンター静岡東部です！



りすセンター静岡東部オープンいたしました

2025年12月1日(月) 静岡県富士市に「りすセンター静岡東部」がオープンしました。パートナーは高木康治さん(りすシステム顧問)と前嶋香里さんです。前嶋さんは3人のお子さんを子育て中で中学、大学、社会人と大きくなってきたので「地域のみなさんのお役に立てれば」と、りすシステムの養成講座を受講・修了しました。介護職員初任者研修の資格取得のため勉強を続けてます。りすセンター静岡東部の事務所は高木さんのお店「茶房カノン」内にあります。

富士山の麓で作り上げた銘茶や和紅茶も取り揃えております。是非お気軽にお立ち寄りください。(茶房カノン 営業時間10:00~17:00、定休日 月・水・土曜日)



営業時間	10～17時 定休：月水土
電話番号	0545-67-7006
住所	〒416-0908 静岡県富士市柚木441-1
アクセス	JR富士駅より徒歩10分

りすシステム 座談会ご報告

座談会を行いました！

12月17日(水)

館山市「あわの風」にお茶持参で集合！

スタッフ自身が、頼れる人がいないため、入院時の保証人や死後のことを考えて入会した経験話を話したことをきっかけに、参加者の皆さんがそれぞれの現在の状況や思いを語り始めました。Aさんからは、「警備会社と契約しているが不安があり、毎日電話で安否確認をしてほしい」というご希望がありました。それに対しBさんからは、「AIの時代なので、そうした仕組みができるのではないかと。希望者だけでも実施できないか」というご意見が出されました。りすではアルソックと連携したサービスを紹介していることをお伝

えしました。また「生前事務だけに入りたいが可能か」というご質問がありました。これについては、例えば風邪で病院に行き、そのまま亡くなってしまうケースも考えられるため、生前事務だけでなく、死後の契約もあわせて行っていただく必要があることをご説明しました。今後、毎月第3水曜日の午後1時から3時で、座談会開催予定です。会場は菜の花ホールまたはあわの風です。次回は、南房総市・鴨川市・鋸南町の皆さまにもご参加いただけると嬉しく思います。

次は2月18日

千葉県 館山・南房総・鴨川・鋸南地区座談会

2月18日(水) 13時～15時 菜の花ホール・休養室 (千葉県館山市北条1735)
 3月18日(水) 13時～15時 菜の花ホール・工作室 (千葉県館山市北条1735)
 お好きなお茶をご持参のうえご参加ください

お申し込みは **りすシステム** 0120-889-443

● 談話室 のご案内 ●

◎参加費は無料です。定員数がありますので、ご予約ください
◎定員になり次第、締め切りとさせていただきます

談話室 / イベントのお問い合わせ
お申込み先はこちら

0120-889-443

お待ちしております ♪

北海道支部

2月6日(金) 11時~15時
3月6日(金) 11時~15時
4月6日(月) 11時~15時

会場: 北海道支部事務所

東日本支部

2月15日(日) 13時~15時
2月28日(土) 13時~15時
3月15日(日) 13時~15時
3月28日(土) 13時~15時
4月15日(水) 13時~15時
4月28日(火) 13時~15時

定員: 10名 会場: 北の丸ガラスゲート

中部日本支部

2月10日(火) 13時~15時
3月10日(火) 13時~15時
4月10日(金) 13時~15時

会場: 中部日本支部事務所

中国支部

2月7日(土) 12時30分~14時30分
3月7日(土) 12時30分~14時30分
4月4日(土) 12時30分~14時30分

会場: 参加申し込みの方にお知らせします

西日本支部

2月24日(火) 13時~15時
3月23日(月) 13時~15時
4月23日(木) 13時~15時

定員: 5名 会場: 西日本支部事務所

北日本支部

2月28日(土) 11時~15時
3月30日(月) 11時~15時
4月30日(木) 11時~15時

会場: 北日本支部事務所

東東京ランチ

東東京ランチの談話室は当面の間お休みです

西東京ランチ

2月21日(土) 13時~15時
3月21日(土) 13時~15時
4月21日(火) 13時~15時

定員: 5名 会場: 西東京ランチ

横浜事務所

2月9日(月) 13時~15時
2月28日(土) 13時~15時
3月25日(水) 13時~15時
4月25日(土) 13時~15時

定員: 6名 会場: 横浜事務所

大分支部

2月25日(水) 談話室: 13時~15時
3月25日(水) 談話室: 13時~15時

会場: 大分支部事務所

九州支部

2月28日(土) 13時~15時
3月29日(日) 13時~15時
4月29日(水) 13時~15時

定員: 3名 会場: 九州支部事務所

りすシステムはプライバシーマークを
2025年4月2日に取得しています



「個人情報を適切に管理していると評価された事業者」が使用できるマーク、それがプライバシーマークです。プライバシーマークは、個人情報の取扱いを適切に行い、法令以上にしっかりと対応していることを表しています。



御神木バイオリンと尺八の音色と共に♪

2026年

3月23日(月) 12時～14時

お花見の会

こんなに近くで
ヴァイオリンの演奏を聴いたことがない
その迫力に大興奮
たいへんご好評をいただき、今年も開催！



日付	2026年3月23日(月)
時間	午後12時～14時
開場	午前11時30分
会場	ホテル椿山荘 バンケット棟1階 胡蝶 東京都文京区関口 2-10-8
参加費	4,000円
定員	70名 ※定員になり次第、締切ります
申込み	3月20日(金)までにお申込みください ※お申し込みの方に詳細をお送りします

りすシステムの利用者さんだった音楽家さんの大切な想いをヴァイオリニストの山内さんが受け止めてくださったご縁で、コンサートが実現しました。
大迫力のバイオリンと尺八のコラボコンサート。

椿山荘東京のホテルランチを楽しみながら
春の訪れを喜び合いましょ
是非楽しみにお越しください

お申し込みは **りすシステム** 0120-889-443

大分功德院本院慰霊祭桜の花見旅



2026年

4月5日(日)～6日(月)

大分功德院本院で慰霊祭に参加したあとは、地球の恩返し森の木々の下で、大分郷土料理と森のめぐみを味わいます。原木シイタケ狩り体験もお楽しみいただけます。ご参加お待ちしております。

【日程】4月5日(日)

●東京・羽田空港集合9:00
(JAL羽田10:00—大分11:40)

4月6日(月)

●羽田空港18:45解散
(JAL17:05—羽田18:45)

●大阪・伊丹空港集合9:30
(ANA伊丹10:30—大分11:30)

●伊丹空港19:55解散
(ANA18:55—伊丹19:55)

【参加費】●東京・羽田空港から 72,000円 ●大阪・伊丹空港から 70,000円

【宿泊】別府温泉べっぷの宿ホテル白菊 ※宿泊は相部屋となります

【申込み】3月22日(日)までにお申込みください
※定員になり次第、締切ります(定員40名)
※お申し込みの方に詳細をお送りします



お申し込みは **りすシステム** 0120-889-443





ご存じですか？ 3つの登記の申請の義務化とは

3つの登記の義務化

相続 住所 氏名

2024年4月1日より相続登記が義務化されました。相続登記は、亡くなられた方が所有する不動産について相続人等が所有権を取得した場合にその名義変更をおこなうための法務局の手続きを言います。正当な理由なく相続登記を怠った場合10万円以下の過料が科せられることがあります。

◆相続登記申請は、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内です。

そして今年2026年4月1日から住所変更登記の義務化がされます。「自宅を購入した後、転勤で引っ越しをした。」「結婚して名字が変わり、住所も変わった。」「不動産を相続した後に引っ越しをした。」等々、不動産登記簿（登記事項証明書）に載っている住所や氏名が変わった場合が申請対象です。こちらも正当な理由なく義務に違反した場合は5万円以下の過料が科せられることがあります。

◆所有者は住所・氏名に変更があった日から2年以内に、法務局へ住所変更登記申請義務があります。但し、2026年4月1日以前に引っ越ししたり名前が変わった人は2028年3月31日までに管轄法務局へ変更登記申請をする必要があります。

義務化は知っていたけど変更登記していない、住所変更登記しているか分からないという方は是非、りすネットへご連絡をください。または、皆様に馴染みのあるりすシステムへお電話下さい。そして「不動産相談をしたいのだけど」とお話しされれば、折り返し、りすネットからご連絡をさせていただきます。

(株式会社りすネット 三浦)



株式会社りすネット

りすシステムの利用者様の不動産の売却を主に行っています。売りたい方は勿論ですが、色々な不動産の相談もお受けしています。電話相談は無料ですが、調査やお手伝いをする場合は費用がかかります。

編集部一同、より読みやすく、皆さまにとって有益な紙面をお届けするため準備を進めてまいりましたが、データベースの統合や配布方法の見直しなどに想定以上の時間を要しており、当初お知らせしておりました1月号からの刷新が難しい状況となりました。刷新に向けた検討を重ねる中で、編集体制や運用方法について調整が必要な点が生じ、現時点では今後の見通しを明確にお伝えできない状況です。

予告のお知らせを行い、刷新をお待ちいただいていた読者の皆さまには、ご期待に沿えず誠に申し訳ございません。準備が整い次第、あらためて紙面にてご案内申し上げます。

読者の皆さまならびに関係各位に、心よりお詫び申し上げます。

編集部からのお知らせ：お詫び

りす倶楽部334号にて、「りす倶楽部」の紙面を刷新し、発行形態や発行月を変更する予定であることをお知らせいたしました。

編集後記

あけましておめでとうございます。皆さま無事年越しができましたか？

新木場にあるりすシステムの24時間コールセンター「りすセンター・新木場」は365日24時間稼働しています。

特に年末年始は、全国の皆様からの連絡を一手に担い、昼も夜間も緊急時にすぐ動けるように通常よりスタッフを増やして待機していました。

今年の年末年始、緊急の出動は3件。昼間の受発信は一日平均25件程度。夜間の受電は平均3〜4件。(合計174件) 例年になく、落ち着いた感じで良かったかと報告がありました。

安心してください。いつもでも繋がっていますよ。今年も宜しく願います。(芳賀みゆき)

あけましておめでとうございませう。

編集部では、皆さまに誠実に大切なメッセージをお届けできますよう努めてまいります。

至らぬ点もあるかと存じますが、皆さまの声を傾けながら、心を込めて紙面づくりに取り組んでまいります。皆さまの日々が健やかで、心豊かなものとなりますよう、心よりお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願いたします。(東本優子)



NPO りすシステム 0120-889-443

りすセンター・新木場 0120-373-959